

リビングFIT 改定のご案内

平素は三井住友海上の火災保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。当社では2015年10月1日以降始期契約より、「リビングFIT」の補償内容等を改定いたしました。改定の内容につきご理解いただくとともに、引き続きご用命いただきますようお願い申し上げます。

1. 普通保険約款の明確化・改定

主な改定項目	改定内容						
風災の範囲の明確化	<p>風災に関する説明について、以下のとおり明確化しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。</td> <td>台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。</td> </tr> </tbody> </table>	改定前	改定後	台風、旋風、暴風、 暴風雨 等をいい、洪水、高潮等を除きます。	台風、旋風、 竜巻 、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。		
改定前	改定後						
台風、旋風、暴風、 暴風雨 等をいい、洪水、高潮等を除きます。	台風、旋風、 竜巻 、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。						
雪災に係る補償の明確化	<p>○雪災の補償要件を以下のとおり明確化しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豪雪、雪崩(なだれ)等をいい、融雪洪水を除きます。</td> <td>豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○雪災の事故による損害が、1回の積雪期において複数生じた場合の取扱いについて、以下のとおり明確化しました。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>雪災</td> <td>雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、それぞれ別の事故によって生じたことが基本条項第21条(保険金の支払)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定に基づく義務を負うものとします。</td> </tr> </tbody> </table>	改定前	改定後	豪雪、雪崩(なだれ) 等 をいい、融雪洪水を除きます。	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。	雪災	雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、それぞれ別の事故によって生じたことが基本条項第21条(保険金の支払)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定に基づく義務を負うものとします。
改定前	改定後						
豪雪、雪崩(なだれ) 等 をいい、融雪洪水を除きます。	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。						
雪災	雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、それぞれ別の事故によって生じたことが基本条項第21条(保険金の支払)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定に基づく義務を負うものとします。						
賠償条項の被保険者範囲の拡大	<p>「個人賠償保険金」、「借家賠償保険金」における被保険者の範囲を拡大しました。 <例:個人賠償保険金></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤ ①から④以外の記名被保険者の同居人 </td> <td> ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤ ①から④以外の記名被保険者の同居人 ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する責任無能力者の親族 </td> </tr> </tbody> </table>	改定前	改定後	① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤ ①から④以外の記名被保険者の同居人	① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤ ①から④以外の記名被保険者の同居人 ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する責任無能力者の親族		
改定前	改定後						
① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤ ①から④以外の記名被保険者の同居人	① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤ ①から④以外の記名被保険者の同居人 ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する責任無能力者の親族						
その他の明確化・取扱改定	<p>○「土砂崩れ」について、以下のとおり明確化しました。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>土砂崩れ</td> <td>崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。</td> </tr> </tbody> </table>	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。				
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。						

○「外観上の損傷、汚損」について、従来は「破損、汚損等」による損害の場合のみ補償の対象外としていましたが、「火災、落雷、破裂・爆発」「風災、雹(ひょう)災、雪災」「水災」「水ぬれ」「建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等」「騒擾(じょう)、労働争議に伴う暴力行為等」「盗難」においても補償の対象外とするよう改定しました。

	改定前	改定後
外観上の損傷、汚損	「破損、汚損等」の場合のみ対象外	「火災、落雷、破裂・爆発」「風災、雹(ひょう)災、雪災」「水災」「水ぬれ」「建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等」「騒擾(じょう)、労働争議に伴う暴力行為等」「盗難」「破損、汚損等」の場合に対象外

○保険金を支払わない場合の「雨水等の吹込み、漏入による損害」について、以下のとおり明確化しました。

	改定前	改定後
雨水等の吹込み、漏入による損害	風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)の吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害をいいます。ただし、建物またはその開口部が第2条(保険金を支払う場合)に掲げる事故によって直接破損したために生じた損害を除きます。	風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害をいいます。ただし、建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が第2条(保険金を支払う場合)に掲げる事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことまたは漏入することによって生じた損害を除きます。

○保険金を支払わない場合の「消耗劣化、虫食い等による損害」について、対象となる事例を追加しました。

	改定前	改定後
消耗劣化、虫食い等による損害	保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またははねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害をいいます。	保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またははねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害をいいます。

○損害防止費用の補償要件について、告知義務違反・通知義務違反・重大事由解除や特約の規定により保険金が支払われない場合は、補償の対象外となるよう改定しました。

改定前	改定後
第2条(保険金を支払う場合)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、第4条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しない場合および基本条項第2条(保険料の払込方法)(2)または基本条項第17条(追加保険料領収前の事故)(1)の規定が適用されない場合に限り、当社は、次に掲げる費用に対して、損害防止費用を支払います。 ～以下略～	第2条(保険金を支払う場合)の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この普通保険約款またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険金が支払われないとき(免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。)を除き、当社は、次に掲げる費用に対して、損害防止費用を支払います。 ～以下略～

2. 払込方法の改定

主な改定項目	改定内容
請求書払の新設	<p>保険期間2年の契約の保険料払込方法に、請求書払を追加しました。 なお、次の場合は請求書払とすることができませんのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動継続契約(保険期間1年) ●個人契約

- ◆「リビングFIT」は賃貸住宅居住者総合保険の愛称です。
- ◆このチラシは、「リビングFIT」の概要をご説明したものです。詳しくは「重要事項のご説明」または「ご契約のしおり(約款)」等をご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-9 三井住友海上 駿河台ビル
 (お客さまデスク) 0120-632-277 (無料) 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
 電話受付時間 平日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00 (年末・年始は休業させていただきます)
<http://www.ms-ins.com>